

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1098 号（諮問第 1771 号）

件名：愛知県市町村等職員実務研修生の研修状況等について等の一部開示決定に関する件

- 1 開示請求
平成 28 年 6 月 17 日
- 2 原処分
平成 29 年 6 月 30 日（一部開示決定）
愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表 1 の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、別表 2 の 1 欄に掲げる部分を不開示とした。
- 3 審査請求
平成 29 年 7 月 6 日
原処分の取消しを求める。
- 4 諮問
令和 5 年 12 月 1 日
- 5 答申
令和 6 年 3 月 19 日
- 6 審査会の結論
知事が、本件行政文書の一部開示決定において、別表 2 の 3 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。
- 7 審査会の判断
 - (1) 判断に当たっての基本的考え方
愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。
当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。
 - (2) 本件行政文書について
本件行政文書は、平成 27 年度及び平成 28 年度に愛知県総務部市町村課（当時。以下「市町村課」という。）が安城市へ発出した文書及び市町村課が安城市から入手した文書である。

(3) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、条例第7条第1号、第2号、第3号イ及び第5号に該当しない旨を主張していることから、本件審査請求の対象となる部分は、別表2の3欄に掲げる部分であると解されるため、当該部分が同表の2欄に掲げる規定に該当するか否かについて、以下検討する。

(4) 条例第7条第1号該当性について

ア 条例第7条第1号は、法令又は他の条例の規定により公にすることができないと認められる情報が記録された行政文書は、不開示とすることを改めて規定するとともに、国の法的拘束力のある指示により公にすることができない情報が記録された行政文書についても、法令又は条例の規定と同様に不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第1号該当性について、以下検討する。

イ 実施機関によれば、別表1の1欄に掲げる分類28（以下「分類28」という。同欄に掲げる分類1以下も同様とする。）及び分類29には固定資産税に関する所有者名、決定価格及び課税標準額が記載されており、地方税法（昭和25年法律第226号）第22条において、地方税に関する調査に関する事務等に従事している者等に対し守秘義務が課せられているものであって、公にすることができないと認められる情報であるとのことである。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、これらの情報は、地方税法の定めるところにより、公にすることができない情報であると認められる。

よって、これらの情報は条例第7条第1号に該当する。

(5) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第2号該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、分類1には職員の年次有給休暇の消化日数に係る部分並びに時間外勤務手当の支給状況の支給額、税額及び差引支給額、分類2には職員の生年月日、住所、最終学歴、給与、履歴書、健康状況調書並びに性格素行、勤務成績及び研修意欲に関する事項、分類3には職員の給料に係る部分並びに年次有給休暇の残日数及び付与日数に係る部分、分類4には職員の給料に係る部分、分類6には避難住民の氏名、住所その他特定の個人を識別できる部分、分類9には弁護士会及び行政書士会の担当者の氏名、分類15及び分類19には職員の携帯電話の番号、分類16には地方公共団体情報システム機構の担当者の氏名、分類18には叙位受章者の家族の氏名、続柄及び配慮が必要な事項、分類21には叙勲候補者の本籍、現住所、氏名、生年月日、主要経歴等、分類22には叙勲候補者の本籍、現住所、氏名、生年月日、主要経歴、住民票の写し、戸籍抄本、公職名等、分類23には叙勲候補者の氏名、公職名、生年月日、年齢、住所、連絡先、家族構成が分かる部分等、分類24には栄典事務に係る潜在候補者集計表、潜在候補者の氏名、年齢、受章意思の有無等、分類25には表彰候補者の本籍地、住所、氏名、生年月日、主な活動歴、賞罰等、分類26には叙勲受章者の家族構成が分かる部分及び年齢並びに家族の氏名及び配慮が必要な事項、分類27には償却資産に係る固定資産の所有者の氏名、その者の資産の状況が分かる決定価格及び課税標準額、分類31にはシステム等の改修を受託した法人の担当者の氏名及び印影、分類34には補助事業者の担当者等の氏名、印影、顔写真及び住所が記載されていることが認められた。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものが記載されていることから、条例第7条第2号本文に該当する。

また、分類1及び分類3の職員の年次有給休暇の消化日数、残日数及び付与日数に係る部分といった個人の休暇に関する情報は、当該職員の私生活に関わる情報であることから、公務員の職務の遂行に係る情報であるとは認められないため、条例第7条第2号ただし書ハに該当しない。

さらに分類21及び分類22において不開示とした部分には市町村長の氏名及び印影が含まれているが、当該部分が公になった場合、候補者の本籍地が判明する情報であることから、同号ただし書ハには該当しない。

そのほか、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しない。

よって、これらの情報は、いずれも条例第7条第2号に該当する。

(6) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、

事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、条例第7条第3号イ該当性について、以下検討する。

イ 実施機関によれば、分類5、分類8、分類12及び分類13の個人番号カード関連システム等の操作方法及びセキュリティに関する部分、チェックリスト、改善計画に関する部分及び地方公共団体情報システム機構が発出した文書は、システムを独自に開発した地方公共団体情報システム機構が作成したシステムの保守・管理に関する情報であり、当該法人のノウハウや詳細な業務に係る情報であるとのことである。これらを公にすることとなれば、当該法人の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法人の内部管理情報であって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

また、分類7の職務上請求書を紛失したことを届け出た行政書士等の氏名、生年月日、住所、電話番号、登録番号、事務所所在地、事務所連絡先その他届出者を識別できる部分は、当該行政書士等の社会的価値の低下を招くおそれのある情報であることから、公にすることにより、当該個人事業主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

さらに、分類9、分類14、分類16、分類17及び分類27から分類33までの、弁護士会、行政書士会、地方公共団体情報システム機構、株式会社ゆうちょ銀行及び携帯通信事業者協会の担当者の連絡先、償却資産に係る固定資産の所有者である法人の名称、当該法人の資産の状況が分かる決定価格及び課税標準額、市町村たばこ税の手持品課税に係る申告のあった販売業者等のID、販売店コード、販売店名、伝票表示店名称、郵便番号、大字・通称名等及び代表窓口電話番号並びに法人の印影及び口座情報は、法人等の内部管理情報であって、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

上記に加えて、分類7には団体の印影、分類27にはたばこの売り渡し本数、市町村民税の増減の大きい主要法人の名称、法人税割に係る部分、資本等、従業員数及び増減理由の一部並びに固定資産税に関して調

定額の多い法人名及び企業名並びに課税に関する調定額が記載されており、これらの情報は法人等の内部管理情報であって、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、これらの情報は、当該法人等の事業活動情報であり、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は条例第7条第3号イに該当する。

(7) 条例第7条第5号該当性について

ア 条例第7条第5号は、審議、検討又は協議に関する情報について、検討途中の段階の情報を開示することの公共性を考慮してもなお、県や国等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、当該審議、検討又は協議に関する情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

また、同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

この考え方に基づき、条例第7条第5号該当性について、以下検討する。

イ 実施機関によれば、分類19及び分類20には栄典事務に係る候補者審査基準、分類21には栄典事務に係る候補者審査基準及び叙勲候補者の推薦に必要となる事項、分類22には栄典事務に係る候補者審査基準、叙勲候補者の推薦に必要となる事項及び叙勲候補者一覧、分類23には栄典事務に係る候補者審査基準、叙勲候補者一覧及び叙勲候補者内示リスト、分類24には栄典事務に係る候補者審査基準、栄典事務に係る潜在候補者集計表及び潜在候補者一覧、分類25には表彰候補者の推薦に必要となる事項が記載されているとのことである。

これらの情報は、県の機関、国又は他の地方公共団体の内部又は相互間における、栄典事務の審議、検討又は協議に関する情報であるとのことであり、仮にこれらの情報を公にすることとなれば、叙勲受章を希望する者などの外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとのことである。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、これらの情報を公にすることにより、県の機関、国又は他の地方公共団体の内部又は相互間における栄典事務

の審議、検討又は協議において、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることが認められる。

よって、これらの情報は、条例第7条第5号に該当する。

(8) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第6号該当性について、以下検討する。

イ 実施機関によれば、分類2の職員の性格素行、勤務成績及び研修意欲に関する事項は、職員を派遣する市町村が一般に公にされないことを前提として、率直な評価を記載したものであり、これらの情報が公になれば、作成者が公になることを意識して正確な情報や率直な意見を記載することを躊躇^{ちゅうちよ}してしまうこととなってしまう、その結果、十分な情報を得られず、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

また、分類5、分類8、分類12及び分類13の個人番号カード関連システム等の操作方法及びセキュリティに関する部分、チェックリスト及び改善計画に関する部分並びに地方公共団体情報システム機構が発出した文書は、システムを開発した地方公共団体情報システム機構が作成したシステムの保守・管理に関する情報であり、これらの情報が公になれば、個人番号カード関連システム等に対する不正なアクセスを容易にするなど、県、国又は他の地方公共団体の個人番号カード等に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

さらに、分類19から分類25までの栄典事務に関する情報は、県の機関、国又は他の地方公共団体が行う栄典事務に関する情報であるとのことであり、仮にこれらの情報を公にすることとなれば、叙勲受章を希望する者などの外部からの圧力や干渉等の影響を受けるおそれがあり、また、選考の結果、候補者から除外されるという不名誉な情報が明らかとなれば、今後、市町村や候補者本人が推薦に躊躇^{ちゅうちよ}するおそれがあるとのことである。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、これらの情報を公にすることにより、県、国又は他の地方公共団体が行う人事管理に関する事務、個人番号カード等に関する業務及び栄典事務の適正な遂行に支障が生ずるおそれが

あると認められる。

よって、これらの情報は、条例第7条第6号に該当する。

(9) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

1 行政文書の名称	2 一部 開示決 定	3 審査 請求年 月日
分類 1	・平成 26 年度愛知県市町村等職員実務研修生の研修 状況等について（照会及び安城市回答）	平成 29 年 6 月 30 日付
分類 2	・平成 28 年度愛知県市町村等職員実務研修生の受入 れについて（照会及び安城市回答）	け 29 市 第 544-2
分類 3	・平成 28 年度愛知県市町村等職員実務研修生の内定 及び協定書の締結並びに併任辞令の発令について （照会及び安城市回答）	号
分類 4	・平成 27 年度愛知県市町村等職員実務研修生の給料 月額の変更に伴う勤務 1 時間当たりの時間外勤務手 当について（照会及び安城市回答）	
分類 5	・平成 27 年 1 月 1 日現在住民基本台帳人口に関する 補足調査について	
分類 6	・避難住民に係る事務処理の特例について ほか	
分類 7	・戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の紛失につ いて ほか	
分類 8	・本人確認情報の整合性確認の確実な実施について ほか	
分類 9	・第三者機関設置等に関する士業団体の相談窓口につ いて	
分類 10	・「行政不服審査裁決・答申データベース」に係る操 作マニュアルの送付	
分類 11	・「行政不服審査裁決・答申データベース」に係る ID 番号の送付	

1 行政文書の名称	2 一部 開示決 定	3 審査 請求年 月日
分類 12	・平成 27 年度「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表による自己点検」の実施について ほか	
分類 13	・Windows のセキュリティホール (MS15-032 等) の脆弱性の対策について ほか	
分類 14	・平成 27 年度コンビニ交付関連説明会への講師派遣について	
分類 15	・住民基本台帳ネットワークシステムの愛知県担当者緊急時連絡先について ほか	
分類 16	・通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金の支払いについて ほか	
分類 17	・個人番号カードの不正取得を確認した場合等の関係機関への情報提供方法について	
分類 18	・位記・勲記・勲章の伝達式について	
分類 19	・年末年始における叙位及び死亡叙勲等に係る上申書類の提出等について ほか	
分類 20	・地方自治功労関係栄典事務提要の一部改正について ほか	
分類 21	・平成 28 年地方自治関係春の叙勲候補者の推薦について ほか	
分類 22	・平成 28 年春の地方自治功労叙勲候補者に係る一件書類の作成について ほか	
分類	・平成 27 年秋の叙勲候補者の内定等について ほか	

1 行政文書の名称	2 一部 開示決 定	3 審査 請求年 月日
23		
分類 24	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治関係功労者に係る平成 28 年秋叙勲の潜在候補者に関する調査について ほか 	
分類 25	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度地縁による団体功労者総務大臣表彰候補者の推薦について 	
分類 26	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年地方自治関係秋の叙勲受章者の決定について ほか 	
分類 27	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度普通交付税（基準財政収入額関係）及び地方特例交付金の額の算定に用いる基礎数値等について（照会及び安城市回答） ほか 	
分類 28	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度分の償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格等について 	
分類 29	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度分の償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格等の配分について（総務大臣配分） 	
分類 30	<ul style="list-style-type: none"> 市町村たばこ税の手持品課税に係る「申告書等送付対象者名簿」について ほか 	
分類 31	<ul style="list-style-type: none"> 選挙人名簿システム改修費補助金の額の確定について 	
分類 32	<ul style="list-style-type: none"> 元気な愛知の市町村づくり補助金に係る要望について（照会及び安城市回答） 	
分類 33	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度元気な愛知の市町村づくり補助金（従来枠）の額の確定について（安城市） 	
分類 34	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度元気な愛知の市町村づくり補助金（従来枠）の額の確定について（安城の三河万歳保存会/安城市） 	

別表 2

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	3 審査請求の対象となった部分	
分類 1	<ul style="list-style-type: none"> ・年次有給休暇の消化日数に係る部分 ・時間外勤務手当の支給状況の支給額、税額、差引支給額 	<p>条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p>	<p>全て</p>
分類 2	<ul style="list-style-type: none"> ・研修生推薦書の生年月日、住所、最終学歴、給与 ・履歴書 ・研修生健康状況調書 	<p>条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p>	<p>全て</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・研修生調書の「4 本人 (1) から (3) まで」の部分 	<p>条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p> <p>条例第 7 条第 6 号に該当 県の機関又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	<p>全て</p>
分類 3	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の給料に係る部分 ・年次有給休暇の残日数及び付与日数に係る部分 	<p>条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p>	<p>全て</p>

1 開示しないこととした部分		2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	3 審査請求の対象となった部分
分類 4	・ 職員の給料に係る部分	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため	全て
分類 5	・ 個人番号カード関連システムの操作方法及びセキュリティに関する部分	条例第7条第3号イに該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため 条例第7条第6号に該当 県の機関、国又は他の地方公共団体が行う住民基本台帳事務又は番号制度に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	全て
分類 6	・ 個人の氏名、住所その他特定の個人を識別できる部分	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため	全て
分類 7	・ 職務上請求書の紛失届出者の氏名、生年月日、住所、電話番号、登録番号、事務所所在地、事務所連絡先その他届出者を識別できる部分 ・ 法人の印影	条例第7条第3号イに該当 法人及び事業を営む個人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため	全て
分類 8	・ 住基ネットシステムの操作方法及びセキュリティに関する部分	条例第7条第3号イに該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため 条例第7条第6号に該当	全て

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	3 審査請求の対象となった部分	
	<p>県の機関、国又は他の地方公共団体が行う住民基本台帳事務又は番号制度に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>		
分類 9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士会及び行政書士会の担当者名 	<p>条例第7条第2号に該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため</p>	<p>全て</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士会及び行政書士会の連絡先 	<p>条例第7条第3号イに該当法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため</p>	<p>全て</p>
分類 10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政不服審査裁決・答申 DB のマニュアル 	<p>条例第7条第6号に該当県の機関、国又は他の地方公共団体が行う行政不服審査事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	/
分類 11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政不服審査裁決・答申 DB のユーザ ID・ユーザ名、権限、パスワード 	<p>条例第7条第6号に該当県の機関、国又は他の地方公共団体が行う行政不服審査事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	/
分類 12	<ul style="list-style-type: none"> ・ チェックリスト、改善計画書に関する部分 	<p>条例第7条第3号イに該当法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため</p> <p>条例第7条第6号に該当県の機関、国又は他の地方公共団体が行う住民基本台帳事務又は番号制度に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	<p>全て</p>

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	3 審査請求の対象となった部分	
分類 13	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体情報システム機構発出文書 	<p>条例第7条第3号イに該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため</p> <p>条例第7条第6号に該当 県の機関、国又は他の地方公共団体が行う住民基本台帳事務又は番号制度に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	全て
分類 14	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体情報システム機構の連絡先 	<p>条例第7条第3号イに該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため</p>	全て
分類 15	<ul style="list-style-type: none"> 職員の携帯電話番号 	<p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため</p>	全て
分類	<ul style="list-style-type: none"> 個人の氏名 	<p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため</p>	全て
分類 16	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体情報システム機構の連絡先 	<p>条例第7条第3号イに該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため</p>	全て
分類 17	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社ゆうちょ銀行、携帯通信事業者協会の連絡先 	<p>条例第7条第3号イに該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため</p>	全て
分類 18	<ul style="list-style-type: none"> 個人の家族の氏名、続柄、配慮が必要な事項 	<p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p>	全て

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	3 審査請求の対象となった部分	
分類 19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の携帯電話番号 	条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため	全て
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄典事務に係る候補者審査基準 	条例第 7 条第 5 号に該当 県の機関、国又は他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため 条例第 7 条第 6 号に該当 県の機関、国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	全て
分類 20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄典事務に係る候補者審査基準 	条例第 7 条第 5 号に該当 県の機関、国又は他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため 条例第 7 条第 6 号に該当 県の機関、国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	全て

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	3 審査請求の対象となった部分
分類 21 ・叙勲候補者に係る推薦書類	<p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p> <p>条例第7条第5号に該当 県の機関、国又は他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため</p> <p>条例第7条第6号に該当 県の機関、国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	全て
・栄典事務に係る候補者審査基準	<p>条例第7条第5号に該当 県の機関、国又は他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため</p> <p>条例第7条第6号に該当 県の機関、国又は他の地方公共団体が行</p>	全て

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	3 審査請求の対象となった部分
	う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	
分類 22	<ul style="list-style-type: none"> ・叙勲候補者に係る一件書類 ・叙勲候補者一覧 <p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p> <p>条例第7条第5号に該当 県の機関、国又は他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため</p> <p>条例第7条第6号に該当 県の機関、国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	全て
	<ul style="list-style-type: none"> ・栄典事務に係る候補者審査基準 <p>条例第7条第5号に該当 県の機関、国又は他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え</p>	全て

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	3 審査請求の対象となった部分
	<p>若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため</p> <p>条例第7条第6号に該当</p> <p>県の機関、国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の年齢、住所その他特定の個人を識別できる部分 ・ 個人の家族構成が分かる部分 	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p>	<p>全て</p>
<p>分類 23</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 叙勲候補者一覧及び叙勲候補者内示リスト 	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p> <p>条例第7条第5号に該当</p> <p>県の機関、国又は他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため</p> <p>条例第7条第6号に該当</p> <p>県の機関、国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、</p>	<p>全て</p>

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	3 審査請求の対象となった部分
	公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄典事務に係る候補者審査基準 	<p>条例第7条第5号に該当 県の機関、国又は他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため</p> <p>条例第7条第6号に該当 県の機関、国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	全て
分類 24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄典事務に係る潜在候補者集計表及び潜在候補者一覧 <p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p> <p>条例第7条第5号に該当 県の機関、国又は他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため</p>	全て

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	3 審査請求の対象となった部分
	<p>め 条例第7条第6号に該当 県の機関、国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	
	<p>・ 栄典事務に係る候補者審査基準</p> <p>条例第7条第5号に該当 県の機関、国又は他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため</p> <p>条例第7条第6号に該当 県の機関、国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	<p>全て</p>
<p>分類 25</p>	<p>・ 地縁による団体功 労者総務大臣表彰 候補者に係る推薦 書類</p> <p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p> <p>条例第7条第5号に該当 県の機関、国又は他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思</p>	<p>全て</p>

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	3 審査請求の対象となった部分
	<p>決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため</p> <p>条例第7条第6号に該当</p> <p>県の機関、国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	
分類 26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の家族構成が分かる部分 ・ 個人の家族の氏名、配慮が必要な事項 ・ 個人の年齢 <p>条例第7条第2号に該当</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p>	全て
分類 27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者名、決定価格、課税標準額 <p>条例第7条第2号に該当</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p> <p>条例第7条第3号イに該当</p> <p>法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため</p>	全て
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売り渡し本数、主要法人名、法人税割に係る部分、資本等、従業員数、増減理由の一部、所有者名、課税標 <p>条例第7条第3号イに該当</p> <p>法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため</p>	全て

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	3 審査請求の対象となった部分	
	準額、課税額に係る部分、主要法人名、企業名、調定額		
分類 28	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税（知事配分）通知書別紙のうち所有者名、決定価格、課税標準額 	<p>条例第7条第1号に該当 法令（地方税法第22条）の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報であるため 条例第7条第3号イに該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため</p>	全て
分類 29	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税（大臣配分）通知書別紙のうち所有者名、決定価格、課税標準額 	<p>条例第7条第1号に該当 法令（地方税法第22条）の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報であるため 条例第7条第3号イに該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため</p>	全て
分類 30	<ul style="list-style-type: none"> 手持品課税に係るたばこ小売販売店情報のうち ID、販売店コード、販売店名、伝票表示店名称、郵便番号、大字・通称名等、代表窓口電話番号 	<p>条例第7条第3号イに該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため</p>	全て
分類	<ul style="list-style-type: none"> 個人の氏名及び印影 	<p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため</p>	全て
分類 31	<ul style="list-style-type: none"> 法人の印影及び口座情報 	<p>条例第7条第3号イに該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため</p>	全て

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	3 審査請求の対象となった部分	
分類 32	・法人の印影	条例第7条第3号イに該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため	全て
分類 33	・法人の印影及び口座情報	条例第7条第3号イに該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため	全て
分類 34	・個人の氏名、印影、写真及び住所	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため	全て